

## 第23期第5回筑前海区漁業調整委員会 議事概要

1. 日 時 令和7年12月8日（月） 13：46～15：14
2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室（福岡市博多区東公園7番7号）
3. 出席者  
筑前海区漁業調整委員会 委員 10名
4. 臨席者  

福岡県農林水産部水産局漁業管理課	2名
福岡県農林水産部水産局水産振興課	3名
福岡県水産海洋技術センター	1名
筑前海区漁業調整委員会事務局	3名
福岡県漁業協同組合連合会	1名
5. 議題及び議決内容
  - (1) 福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）  
(説明)  
水産振興課から資料1に基づき説明がなされた。  
(主な審議や意見)  
委員：資源管理方針に追加したまあなごについて、現時点で具体的制限をかけるのではなく、まずは漁獲量の把握から始めるということ。  
水産振興課：しかし。資源管理の取組みについては、今後、関係漁業者が協議して決めていくので、その効果の検証も行っていきたい。  
(審議結果)  
「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。
  - (2) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）  
(説明)  
水産振興課から資料2に基づき説明がなされた。  
(主な審議や意見)  
委員：昨年と比較した魚種ごとのTAC割当数量の増減状況は如何。  
水産振興課：まだいとうるめいわしは増加、かたくちいわしは減少といった状況。  
委員：今年はまあじの漁獲量が少ないが、来年のTAC数量割当に影響あるか。  
水産振興課：TAC数量は毎年資源評価に基づき設定され、各県の漁獲実績の全国シェアにより割り振られる。このシェアは、基準年から過去3年間の漁獲実績の平均が基礎となり、直ちに数量が減ることはない。  
(審議結果)  
「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。
  - (3) 令和8年上期土石採取計画について（協議）  
(説明)

漁業管理課から資料3により説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

「採取区域内であっても砂等を採取する場合、漁業に対する影響を最小限にするよう十分に留意していただきたい」という意見を付して承認した。

**(4) 福岡湾におけるポンプを使用したアサリ採捕の禁止に係る委員会指示について（協議）**

(説明)

事務局から資料4により説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：現在、アサリ資源は厳しい状況だが、資源の回復も見据え、当該指示の継続は必要。

(審議結果)

原案のとおり委員会指示を発出することを決定した。

**(5) 一本釣りの集魚灯使用に係る委員会指示について（協議）**

(説明)

事務局から資料5により説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：指示期間を1年から3年に延ばすと言うことだが、LED集魚灯の性能は今でも進化しているのか。

事務局：平成20年代は、全国的に研究開発や試験が進められていたが、現在は下火になっており、特に性能が向上したという情報はない。

委員：当該指示の発出にかかる調整は図られているか。

事務局：LED灯は、現場であまり普及しておらず、特に問題は聞かない。当該指示は周知がなされ、現場に馴染んでいると認識。

(審議結果)

原案のとおり委員会指示を発出することを決定した。

**(6) 第46回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）**

(説明)

事務局から資料6により説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

**(7) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について（報告）**

(説明)

事務局から資料7により説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(8) くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

（説明）

水産振興課から資料8により説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

(9) その他

特になし。